平成２３年（フ）第３４１号
青森市勝田２丁目13番８―205号
債務者　藤田　明子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９１号
松江市寺町198番地61　寺町プラザ604号
債務者　山口　俊民
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４３号
松江市菅田町131番地３　コーポラッキー２号棟201号室
債務者　竹内　修平
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９１号
島根県仁多郡奥出雲町三成356番地２
債務者　細木　千穂
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０３号
松江市本庄町525番地１
債務者　高田　真一
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０４号
松江市本庄町525番地１
債務者　高田由紀子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１９号
松江市西川津町733番地　ユニメントのつＡ103号、前住所宮城県名取市手倉田字八幡96番地の１
債務者　荒　美佐代
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２４号
山口県周南市大字久米3241番地の25メゾンドソレイユ202号、前住所周南市毛利町２丁目３番地フローレンス毛利町桜通り502号
債務者　上野　美喜（旧姓澄田）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５３号
熊本県荒尾市下井手979番地
債務者　林野　正子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第５５号
熊本県荒尾市八幡台４丁目２番１号22
債務者　植原真理恵
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第６８号
熊本県玉名郡南関町大字関町1459番地３
債務者　松尾　和美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第６３８６号
大阪府豊中市上野西１丁目１番25―420号
債務者　上阪　慶一
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３０号
釧路市星が浦大通１丁目３番14号
債務者　敦賀　　学
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４９４号
川崎市幸区南加瀬５丁目12番５号　新栄ハイツ102
債務者　坂内　裕二
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０２号
川崎市幸区戸手本町１丁目85番地16　ハウスＴＡＫＡ―103、前住所川崎市川崎区日進町17番地２　スカイコート川崎第２―502
債務者　後藤喜美雄
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４５号
川崎市幸区南幸町２丁目35番地　パークサイド幸６号
債務者　佐藤　　清
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６２号
川崎市中原区上小田中２丁目６番24号
債務者　川満　愛梨
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係